

令和3年度「トレーナー派遣事業」実施要項

秋田県スポーツ科学センター

- 1 趣 旨 この事業は、「スポーツ立県あきた」に基づき、スポーツ医科学の知識と技術を有し且つ実践できるトレーナーを強化合宿や東北総体、国民体育大会等に派遣し、応急処置や体調管理等のコンディショニングを行うことで、競技者のより高い能力の発揮を図るものである。
- 2 対 象 国体種目競技団体等
- 3 派遣内容 (1) 強化合宿・強化練習会（県内のみ）・・・一泊二日以内
(2) 東北総合体育大会・・・ 競技日前日よりとするが、二泊三日までとする。
その後の経費等（宿泊費・諸経費）については、各競技団体が負担するものとする。また、原則として国体出場がストレート種目の競技への派遣はしない。
(3) 国民体育大会・・・ 競技日前々日よりとするが、五泊六日までとする。その後の経費等（宿泊費・諸経費）については、各競技団体が負担するものとする。
(4) 上記（1）～（3）以外に当センター所長が認めた事項。
(5) 帯同チームが敗戦した場合は、その時点で帯同は終了とする。
(6) その他、帯同トレーナーにあたっては、トレーナー派遣委員会及び県事務局で精査して決定する。
- 4 派遣トレーナー
各競技団体から要請があったトレーナーで、日本スポーツ協会公認アスレチックトレーナー（AT）の資格を有する者、または、秋田県トレーナー派遣委員会が推薦する者。
- 5 経 費 次の経費について、県が支給する。
(ア) 旅 費 県の旅費規程に基づいた額。但し、チームが借り上げたバス等に同乗する場合は、その区間の交通費は各競技団体が負担するものとする。
また、東北総合体育大会については、原則宿泊費のみ支給とし、交通費は各競技団体の負担とする。
(イ) 報償費 一日 20,000円とする。
但し、所得税を源泉徴収した額。

※トレーナー活動に伴う諸経費については、競技団体の負担とする。競技団体と派遣トレーナーとの事前調整により、必要物品・治療環境等の条件を相互に把握した上で活動を行うこととする。